

新型コロナウイルス感染症関連情報－市独自の支援・対応策－

9月議会で可決

事業者への支援(事業継続支援金を再度支給)

市内事業者を引き続き支援するため、新たに8月から12月までの売上減少を対象とした事業継続支援金を支給します。

医療機関などへの支援・対応

◎市独自のPCR検査

市内の小・中学校や保育園、幼稚園、特別養護老人ホームの福祉施設などで新型コロナウイルス感染者が発生した際、保健所から濃厚接触者として判定されなかった方(接触者)でも、市で検査が必要と判断した場合、市が独自に検査を実施します。

◎医療機関などオンライン診療・服薬指導導入への支援

オンライン診療やオンライン服薬指導を導入する医療機関などに対して、環境整備に係る経費(限度額30万円)を支援します。

◎地域診療所など行政検査協力医療機関への支援

行政検査の協力医療機関を支援するため、県医師会による集合契約の医療機関へ10万円、県と直接契約の医療機関へ30万円を支援します。

◎医療従事者への慰労金の給付

新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関で働く医療従事者などに対し、10万円を給付します。

その他、災害時医療救護の備品購入や災害時医療救護医薬品などの循環備蓄に係る経費などを支援します。

子育て・保育園などへの支援

◎子育て世代への給食費の返還

私立保育園などで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月から6月までの間に家庭保育への要請に協力いただいた保護者へ、給食費を返還します。

◎私立保育園などへの支援

私立保育園や子育て支援事業などへ、マスク、消毒用エタノールなどの感染予防対策の消耗品購入費の補助や職員の割増賃金などの手当、サービス利用料相当額を補助します。

◎公立保育園・子育て支援拠点事業感染症対策

子ども用マスクや消毒用エタノール、職員が使用するエプロン、手袋などを購入します。

テレワーク環境の整備

市職員の在宅勤務を可能とするテレワーク環境を整備します。

移動図書館の車両購入

子どもたちの学習活動に必要な図書が提供できるよう、小中学校への団体貸出を行うために必要な移動図書館車両と専用折り込みコンテナを購入します。

小中学校への支援

◎放課後対策事業感染症対策

学童保育室で使用するマスクや消毒用エタノールなどを購入します。

◎修学旅行などの延期・中止に係る追加費用などの補助

小中学校の林間学校、修学旅行の中止に伴う追加費用を補助します。

◎小中学校コンピュータ教育事業(GIGAスクール構想)

児童生徒のタブレット型端末の購入、Wi-Fi環境が整っていない家庭への貸与などを目的としたモバイルルーターの整備、高速大容量の通信ネットワークと校内LANなどを整備します。

◎中学校体育館空調設備整備事業

中学校6校の体育館の空調設備を整備するため設計業務を委託します。

◎小中学校における感染拡大防止

感染症の拡大を防止するため、衛生管理用の高圧蒸気滅菌器などの備品を購入します。

公共施設の自動水栓改修工事

近隣センターや図書館、市民体育館、鳥の博物館、白樺文学館の手洗い場の蛇口を自動水栓に改修します。

障害者などへの支援

◎就労継続支援B型事業所などへの支援

生産活動収入の減少などの影響を受け、利用者の工賃水準を確保するため支援します。

◎障害者の工賃確保、優先調達

障害福祉事業所で詰め替え作業を請け負っているマスク塗布用抗ウイルスコート剤スプレーを購入し、介護・障害福祉施設や市役所の窓口業務を行う担当課に配布します。

◎聴覚障害者への支援

医療機関などへ手話通訳者を派遣できない場合、聴覚障害者のスマートフォンなどと遠隔で手話通訳を行うためのタブレット型端末を購入します。

◎障害福祉サービス事業所への福祉避難所物品の整備

障害者を受け入れる福祉避難所での感染拡大を防止するため、避難者同士の接触機会を減らす間仕切りや段ボールベッドを購入します。

◎介護認定調査タブレット型端末の購入

より効率的に認定調査業務を実施するため、調査員用タブレット型端末を購入します。

消防団の感染症対策

消防団活動での感染拡大を防止するため、ゴーグルやサージカルマスクなどを購入します。

学校給食搬送ボランティア募集

市内の小・中学校は子どもたちの食育を推進するため、給食に我孫子産野菜を使用する「あびこ産野菜の日」を月に2回設けています。子どもたちの食育を縁の下で支えるボランティアを募集します。



日時 月2・3回(火・金曜日)午前6時45分～8時

内容 あびこんに集合し野菜を積み2人1組で3・4校に搬送

対象 軽トラック(AT車)が運転できる方

定員 2人

謝礼 1回1000円～1500円

※あびこ型「地産地消」推進協議会への入会のため年会費1000円がかかります。

用・問 あびこ型「地産地消」推進協議会 ☎7128-7770(月・火・木曜日)

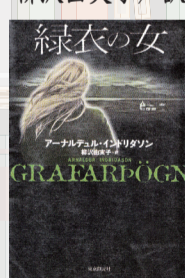
図書館員が選ぶこの一冊

34

『緑衣の女』 東京創元社

アーナルデュル・インドリダソン/著 柳沢由美子/訳

本作は、アイスランドの犯罪捜査官エーレンデュルを主人公とするシリーズ2作目である。建設現場で古い人骨が見つかり、警察の捜査が始まる。並行して、すさまじい家庭内暴力にさらされた家族の話、主人公の過去が語られていく。謎の緑衣の女が現れたことをきっかけに、バラバラに見えた話が殺人事件の背景解明へと動き出す。



訳者も困惑したほどの暴力描写があるが、著者は「暴力を憎む、もっとも忌まわしく卑劣で絶対にあってはならない」と後書きで語る。問題を隠さず真実を明るみにすることが作家の使命であるという姿勢が多くのファンを引きつけるのだと感じた。

消費生活センターだより

旅行を申し込む時の注意!

「旅行を計画し申し込んだが急に行けなくなった。取消料を請求されたが支払う必要がありますか。」

旅行者は所定の取消料を支払っていつでも旅行契約を解除することができます。標準旅行業約款では「募集型企画旅行」の場合、一定期間以降は取消料が発生します。しかし、旅行業法の適用がない旅行者の場合、そのような標準旅行業約款の適用がありません。また、旅行業の許可がある業者でも、「手配旅行」の場合、解約のルールは旅行者が自由に定めることとされているため適用がありません。旅行を申し込むときはトラブルを避けるために以下の点に注意しましょう。

- 旅行会社に旅行業の登録があるかを確認する
- 契約書、取引条件説明書をよく読む
- 募集型、受注型、企画旅行か手配旅行かを確認する

相談受付日時 消費生活センター ☎7185-0999
平日、第2・4土曜日 午前10時～午後5時30分
アビクオーレ2階(イトーヨーカドー我孫子南口店)